高浜市水道事業窓口業務等包括業務委託に係る質問回答

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 掲載日 | 質問 | 回答 |
| 1 | R7.9.3 | 仕様書　第２３条（ウ）  二次側（宅内側）における漏水についても全件報告するという認識でよろしいでしょうか。また、その報告の頻度をご教示ください。 | 全件報告していただく必要はありませんが、重大な問題が発生した案件につきましては都度報告をお願いします。 |
| 2 | R7.9.3 | 仕様書　別紙１　１－（４）  水道料金の収納受付とありますが、レジ及び釣銭については、どちらが準備するのかご教示ください。 | 受託者にてご準備をお願いします。 |
| 3 | R7.9.3 | 仕様書　別紙１　１－（１１）  受託者にて取りまとめた郵便物については、委託者が郵便局へ持ち込むという認識でよろしいでしょうか。 | その認識で相違ございません。 |
| 4 | R7.9.3 | 仕様書　別紙１　３－（９）  水道料金等収入伝票の作成とありますが、本業務にて他に作成する会計伝票はありますでしょうか。 | 日計表に基づく収入部分に関する会計伝票の作成を原則としています。 |
| 5 | R7.9.3 | 仕様書　別紙１　４－（１２）  給水停止の実施及び解除は、本委託業務の履行時間内のみの対応。ただし、緊急を要する場合は、その限りではないとありますが、時間外の対応実績はどの程度あるのかをご教示ください。 | 直近１年間の実績としては２件程度となります。 |